

訴えの提起について

道路用地取得のための土地所有権確認の請求に関する訴えを次のように提起する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 相手方

熊本市北区硯川町字浦畑1462番の土地（以下「本件土地」という。）の登記名義人（以下「名義人」という。）の相続人（25人。うち1人については、その不在者財産管理人）

2 訴えの趣旨

本件土地につき市が所有権（持分10,800分の9,498）を有することの確認を請求する。

3 訴えの概要

一般県道砂原四方寄線の事業地である本件土地は、名義人の死亡後、その相続人（27人。以下「本件相続人」という。）が所有していたところ、市は、相手方と平成26年1月31日付けで土地売買契約を締結し、その所有権（持分10,800分の9,498）を取得した。

本件土地につき市への所有権移転登記をするためには、一旦名義人から本件相続人への所有権移転登記を行った上で、本件相続人（当該土地売買契約に係る者に限る。）から市への所有権移転登記を行う必要があるところ、名義人から本件相続人への所有権移転登記の申請に当たって不動産登記令（平成16年政令第379号）第7条第1項及び別表第22項の規定に基づき登記所に提供しなければならない戸籍等の情報が不足しているため、同項に規定する戸籍等に代わるべき情報として、名義人の相続人が本件相続人のみである旨の認定がされている確定判決の正本の写しを登記所に提供する必要がある。

このため、裁判所に対し、本件土地の所有権確認の請求の訴えを提起するもので

ある。

4 事件に関する取扱い

訴訟において上記請求が認容されないときは、控訴及び上告又は上告受理の申立てをする。

(提出理由)

熊本市北区硯川町字浦畑1462番の土地の所有権確認の請求に関する訴えの提起をするに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

区分	ページ	訂正箇所及び正誤	
第一回定例会 議案	109	訂正箇所	4行目
		誤	土地所有権確認
		正	土地所有権確認等
	109	訂正箇所	2訴えの趣旨中
		誤	確認
		正	確認等
	109	訂正箇所	3訴えの概要の第3段落中
		誤	所有権確認
		正	所有権確認等
	110	訂正箇所	提出理由中
		誤	所有権確認
		正	所有権確認等
	131	訂正箇所	第1の1の(1)中
		誤	6,051.23平方メートル
		正	6,066.76平方メートル